

船橋市立八木が谷北小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成25年 9月28日施行
令和6年 4月 3日改訂
令和7年 3月 1日改訂
令和8年 4月 3日改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

八木が谷北小学校（以下本校）「学校いじめ防止基本方針」において、「いじめ」とは、当該児童が一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条より抜粋）

(2) いじめの禁止

- ・児童は、絶対にいじめをしてはいけない。
- ・児童は、他の児童に対して行われているいじめを認識しながら、これを放置してはならない。

(3) 基本的な考え方

すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

学校及び職員の責務は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれを対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

①生徒指導会議（いじめ対策会議）

（校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・全学級担任・専科職員・スクールカウンセラー・栄養士等）

月に1回の会議で、学年内の児童について、現状や指導についての情報交換を行い、共通理解を図る。

②校内いじめ対策委員会

（校長・教頭・主幹教諭・教務・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・担任 ※必要に応じスクールカウンセラー・全職員）

- ・いじめ防止に関する措置を実行的に行うため、また、いじめが起きた際の対策をとるため、必要に応じて委員会を開催する。

（迅速かつ正確な情報収集（当事者児童、相手側児童）を行う。複数で対応し、正確に記録に残す。対応方針、指導方針の決定を行う。）

③重大事態発生時

- ・重大事態が発生した際には調査組織を設置する。
- ・組織の構成については、校内いじめ対策委員会の構成員に加え、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係、または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項(未然防止・早期発見・早期対応についての具体的方策)

(1) いじめ防止のための取り組み

①教育活動を充実させる

「自己の決定の場」をつくり、「共感的人間関係を育む」、「自己存在感」が得られるような授業や学年学級経営を行う。

②いじめについての学習

児童の実態や行事等を考慮しながら、資料を検討し、道徳教育の充実を図る。

行事等の体験活動を通し、個々の児童を育てると共に、集団としての意思を育てる。

③人権週間を設定する

いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発として、全校人権週間を年間の中で設定し、人権教室や授業、人権に関する標語・ポスター作成等の取り組みを実施する。

④「SOSの出し方教育」

相談の仕方を児童が学び、悩みを抱えたときには、相談できるようにするために、千葉県教育委員会が指導資料を作成している「SOSの出し方教育」を計画する。

⑤弁護士会による出前授業の実施

弁護士会によるいじめ防止の出前授業を実施する。弁護士から、実例をもとに人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学び、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者及び周囲の人に大きな傷を残すものであり、決して許されないということを確認する機会とする。

(2) いじめ早期対応のための取り組み

①日常的な関わり

- ・多くの教職員が意図的に児童と関わり、複数の目で見守っていく。
- ・休み時間等も校内巡回を通して、児童の様子を把握する。
- ・スクールカウンセラーに相談できることを周知するほか、児童が悩みを相談したいと思った時に相談できるよう、児童とスクールカウンセラーとの人間関係を事前につくる。
【具体策】:道徳等の授業にスクールカウンセラーが学級に入り、児童との繋がりを持つ場を作る。全校集会や学級活動の時間に全児童にスクールカウンセラーを紹介する場を作る。

②アンケート調査や生徒指導会議（いじめ対策会議）

- ・学校生活アンケートの実施【児童向け】（アンケートは5年保管とする。）
長期休暇前の年間3回（5月～7月分・9月～12月分・1月～3月分）実施し、児童の実態をつかむ。いじめに関しての記述があるものに関しては、実態を把握するとともに指導し、事実があった場合は生徒指導主任、管理職へ報告する。
アンケートのみではなく、アンケート後に児童一人一人との面談を行い、児童から直接話を聞く場を設定し、多様な方法で児童の悩みを受け止められるようにする。

・学校評価の実施【保護者向け】

年に1回実施し、保護者のニーズを把握する。

・生徒指導会議

月に1回の会議で、各学年の実態を報告し合う。

③保護者との連携

- ・学校のホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者に周知する。
- ・個人面談や教育相談等で保護者の声を聞き、実態を把握する。

④相談窓口の設置

スクールカウンセラーの活用を推進する。スクールカウンセラーへの相談箱についても、児童が活用できるよう、適切な場所に設置し窓口とする。

⑤チェックリストの活用

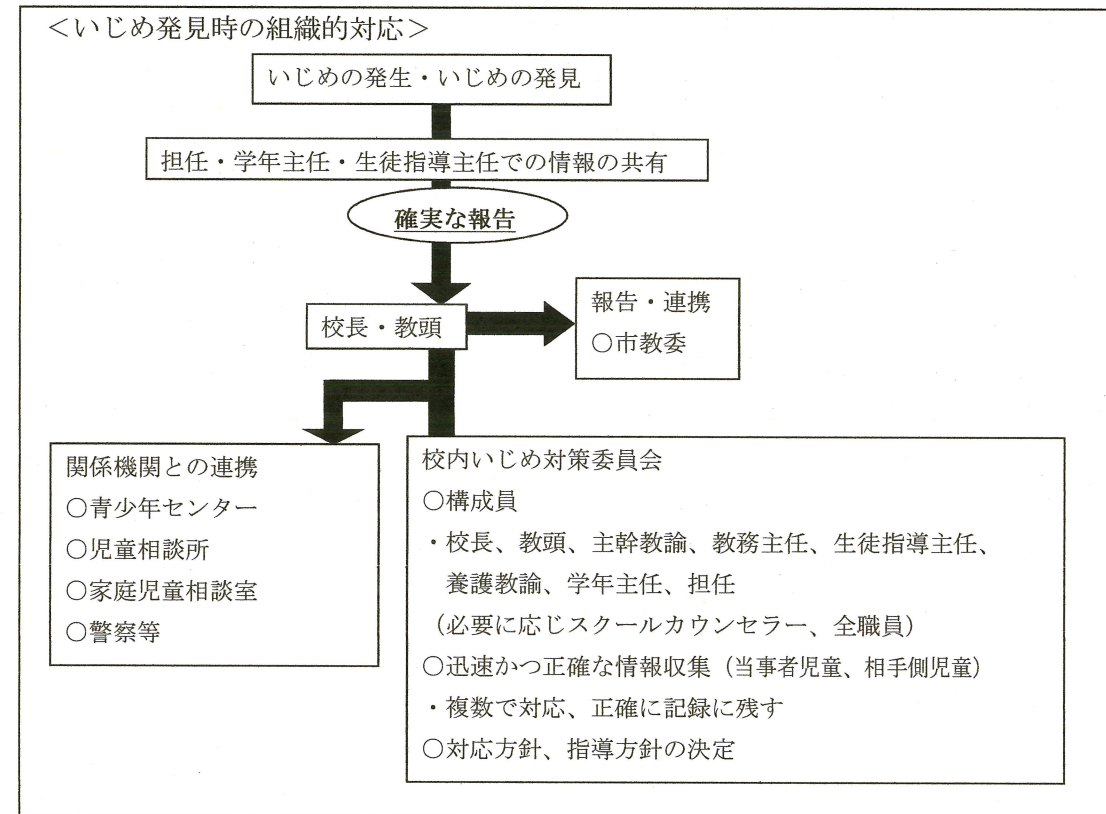
いじめ事案の発見、聞き取り後、校内での情報共有が迅速に行われるように、被害・加害両児童等の聞き取りに関わる報告用紙を共通様式にする。また、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を作成し、日頃から活用を図り、いじめを見抜く感性を磨く。

⑥スクールカウンセラーからの助言

児童が発するSOSのサインを見逃さずに受け止められるようにするために、児童の心理や児童を観察する視点について助言や指導を受ける機会をもつ。

(3) いじめ早期発見対応のための取り組み

①いじめ発見時の組織



※関係児童への面談記録を正確に残す。(学年担当で対応)

※校内いじめ対策委員会の協議内容・事案への対応の記録を残す。(生徒指導主任)

※「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を作成・活用(全職員)

②観衆・傍観者への対応

観衆や傍観者の立場にいる児童も、いじているのと同様であるということを指導する。

③被害児童への支援

被害児童に対して親身に話を聞く等、養護教諭との連携も密にとりながら保護者への指導・助言を行う。

(4) 教職員の研修

全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解し、いじめの問題に対して、適切な対処ができるよう、年度当初や長期休業等に校内研修を計画する。

4 インターネットによるいじめ防止

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を以下とする。

(1) 児童への啓発活動

情報モラル教育の中で外部講師を招き、高学年向けのSNSの利用の仕方に関する学習の機会を設ける。

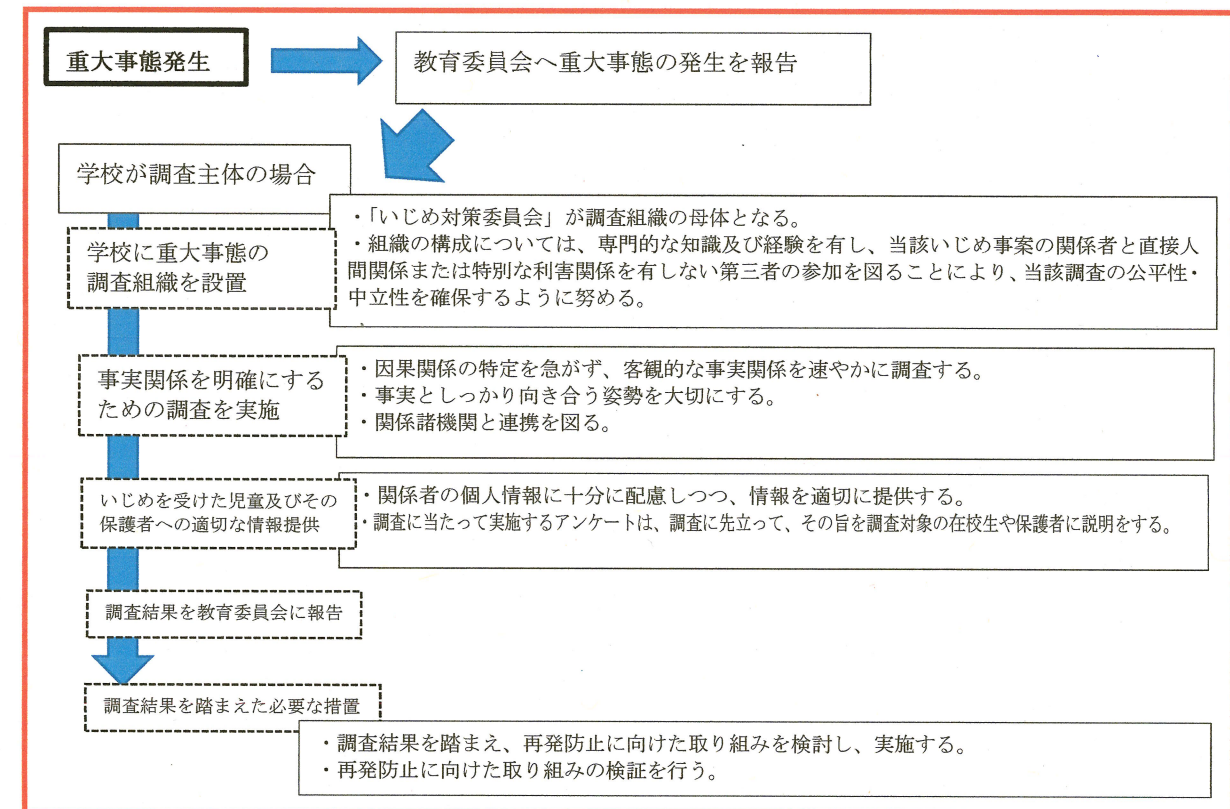
(2) 保護者への啓発活動

懇談会の際や学校、学年便り等にインターネットや携帯電話の利用上の危険性を知らせる。

(3) 書き込み削除

書き込み内容がプライバシーの侵害や名誉毀損に当たる場合、書き込みの削除を求め、被害の拡大を避ける。

5 重大事案への対処



6 学校評価への取り組み

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

(1) いじめの未然防止・早期発見についての取り組みに関すること。

(2) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。